
「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について

日証協 平 18.1.17

本協会では、1月17日の自主規制会議において、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」理事会決議（自主規制会議決議）の一部を改正した。

本協会では、昨年2月に「新規公開株の顧客への配分のあり方等に関するワーキング・グループ」において、新規公開株のブックビルディングを通じた配分先の決定及び価格のあり方等について精力的に検討を行い、ワーキング・グループでの検討の結果を報告書（「新規公開株の配分のあり方及び価格決定等について」）として取りまとめ、昨年11月14日付けで公表したところである。

同報告書では、今後の対応として、本協会の理事会決議に新規公開株の配分において抽選制度を導入すること、各協会員の配分に関する基本方針はできる限り具体的に投資家に分かりやすく記載すること等を義務付けること等が提言されたところであるが、これらを実現するために「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」理事会決議（自主規制会議決議）について、所要の見直しを図るものである。

本理事会決議の改正の施行は、平成18年7月1日から施行し、同日以後公募増資等に係る取締役会決議が行われた発行会社の株券等の配分から適用する。

理事会決議の趣旨骨子及び全文は、それぞれ以下のはそれぞれ以下のとおりとする。

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正について

平成 18 年 1 月 17 日
日本証券業協会

・改正の趣旨

本協会では、昨年 2 月にエクイティ市場委員会の下部に設置した「新規公開株の顧客への配分のあり方等に関するワーキング・グループ」において、新規公開株のブックビルディングを通じた配分先の決定及び価格のあり方等について精力的に検討を行い、ワーキング・グループでの検討の結果を報告書(「新規公開株の配分のあり方及び価格決定等について」)として取りまとめたところである。

同報告書では、今後の対応として、本協会の理事会決議に新規公開株の配分において抽選制度を導入すること、各協会員の配分に関する基本方針はできる限り具体的に投資家に分かりやすく記載すること等を義務付けること等が提言されたところであるが、これを実現するために「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」理事会決議(自主規制会議決議)について、所要の改正を行うこととする。

・改正の骨子

協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、自らが個人顧客に配分を行う予定数量の 10% 以上について抽選により配分先を決定するものとする。

(決議 2 . 新設)

協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分を抽選以外の方法により行うに当たっては、特定の顧客への過度な集中配分及び不公正な配分を行ってはならないものとし、抽選以外の方法による個人顧客への配分について、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量と比較しその格差が過大とならないよう、また、同一の顧客に対する反復継続した配分とならないよう留意しなければならない。

(決議 3 . 新設)

配分の基本方針に記載すべき内容を規定する。

(決議 4 . (2) 新設)

社内規則に規定すべき事項として、抽選の取扱い並びに集中配分及び不公正な配分の未然防止のための方策等を追加する。

(決議 5 . (2) 新設)

社内規則の概要に関する規定を削ることとする。

(決議旧 3 . (3) 及び (4))

(注)これまで社内規則の概要としてきたものは、配分の基本方針に盛り込むこととする。

抽選に付した数量についての記録は5年間保存するものとする。

(決議7.)

協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分状況を一か月毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、払込期日の属する月の翌々月に本協会へ報告するものとする。

(決議8.(2)新設)

その他所要の整備を図る。

・ 施行の時期

- ・ 平成18年7月1日から施行し、同日以後公募増資等に係る取締役会決議が行われた発行会社の株券等の配分から適用する。
- ・ この改正に伴い、基本方針又は社内規則を改正する協会員は、この改正の施行日までに当該基本方針又は当該社内規則を本協会に届け出なければならない。

以 上

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について

平成18年1月17日
（下線部分変更）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（ 現行どおり ）</p> <p>1．公平な配分 （ 現行どおり ）</p> <p>2．新規公開の際の一部抽選 <u>協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、当該協会員における個人顧客への配分予定数量の10%以上について抽選により配分先を決定するものとする。ただし、次に掲げる場合には抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することができるものとする。</u> ー <u>ブックビルディングの需要が積み上がらない場合</u> ー <u>個人顧客の配分の申込み数量が当該協会員における個人顧客への配分予定数量に満たない場合</u> ー <u>抽選の申込み数量が当該協会員における抽選数量に満たない場合</u> ー <u>抽選を行う数量が5単位に満たない場合</u> ー <u>営業形態においてホールセール業務に特化している場合</u> ー <u>その他合理的な理由がある場合</u></p> <p>3．集中配分及び不公正配分の禁止</p> | <p>この理事会決議は、協会員による株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第5号の2に掲げる有価証券をいう。）及び不動産投資信託証券（証券取引法第2条第1項第7号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第7号の2に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものをいう。）（以下「株券等」という。）の募集若しくは売出しの引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等の引受け等」という。）を行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。</p> <p>1．公平な配分 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、株券等を不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ、公平を旨とする配分を行うこととする。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p><u>協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分を抽選以外の方法により行うに当たっては、特定の顧客への過度な集中配分及び不公正な配分を行ってはならないものとし、抽選以外の方法による個人顧客への配分について、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量と比較しその格差が過大とならないよう、また、同一の顧客に対する反復継続した配分とならないよう留意しなければならない。</u></p> | |
| <p>4. 配分の基本方針の策定及び公表</p> <p>(1) 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、あらかじめ、株券等を投資者に配分する際の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。</p> <p>(2) 基本方針には、次に掲げる事項について、できるだけ具体的かつ投資者にとって分かりやすく記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 抽選の割合及び抽選の取扱い — 抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがある場合は、その旨 — 抽選以外の方法による配分の取扱い — 過度な集中配分及び不公正な配分の未然防止のための方策 — ブックビルディング方式を採用した場合の配分との関係 — その他協会員が投資者の投資判断に資すると判断する事項 <p>(3) 協会員は、基本方針を本協会へ届け出るとともに、店頭における掲示又は当該協会員のホームページにおける表示等、適切な方法により、その内容を投資者へ周知するものとする。</p> <p>(4) (現行どおり)</p> | <p>2. 配分の基本方針の策定及び公表</p> <p>(1) 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、あらかじめ、株券等を投資者に配分する際の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(2) 協会員は、基本方針を本協会へ届け出るとともに、<u>アニュアルレポート</u>へ記載する等、適切な方法により、その内容を投資者へ周知するものとする。</p> <p>(3) 本協会は、協会員から届出を受けた基本方針を取りまとめ、公表する。</p> |
| <p>5. 社内規則の制定</p> <p>(1) 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分に関する社内規則（以下「社内規則」という。）を作成し、これを遵守するものとする。</p> <p>(2) 社内規則には、次に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 配分に関する基本方針 — 抽選の割合及び抽選の取扱い — 抽選の割合を引き下げる又は抽選に | <p>3. 社内規則の制定及びその概要の公表</p> <p>(1) 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分に関して、次に掲げる事項について規定した社内規則（以下「社内規則」という。）を作成し遵守するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">配分に関する基本方針 (新 設) (新 設)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p><u>よる配分を採用しない若しくは中止することがある場合は、その旨</u></p> <p>— <u>配分禁止顧客等</u></p> <p>— <u>抽選以外の方法による配分の取扱い</u></p> <p>— <u>過度な集中配分及び不公正な配分の未然防止のための方策</u></p> <p>— 法令等の遵守</p> <p>— <u>ホットイシュー銘柄に係る配分の取扱い</u></p> <p>— <u>環境悪化時における配分の取扱い</u></p> <p>— <u>ブックビルディング方式を採用した場合の配分との関係</u></p> <p>— <u>その他の方法を採用した場合の配分との関係</u></p> <p>— 社内検査手続き</p> <p>— <u>その他協会員が必要と判断する事項</u></p> <p>(3) 協会員は、社内規則を本協会へ届け出るものとする。 (削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>6. 社内管理体制の充実 (現行どおり)</p> <p>7. 記録の保存等</p> <p>(1) 協会員は、外部の監査・検査等が適切に行われるよう次に掲げる記録を5年間保存するものとする。</p> <p>— <u>個別銘柄の配分に関する記録</u></p> <p>— <u>抽選に付した数量に関する記録(抽選の割合を引き下げた又は抽選による配分を採用しなかった若しくは中止した場合は、当該理由を含む。)</u></p> <p>— <u>上記6.の検査結果に関する記録</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>8. 配分状況の公表</p> <p>(1) 会員は、自社が引受けた株券等の配分</p> | <p><u>配分禁止顧客等及び過度な集中配分の禁止</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>— 法令等の遵守</p> <p>— <u>ホットイシュー銘柄に係る配分の取扱い</u></p> <p>(新 設)</p> <p>— <u>ブックビルディング方式を採用した場合の配分の取扱い</u></p> <p>— <u>その他の方法を採用した場合の配分の取扱い</u></p> <p>— 社内検査手続き</p> <p>(新 設)</p> <p>(2) 協会員は、社内規則及びその概要を本協会へ届け出るものとする。</p> <p>(3) 協会員は、作成した社内規則の概要をアナニュアルレポートへ記載する等、適切な方法により、内容を投資者へ周知するものとする。</p> <p>(4) 本協会は、協会員から届出を受けた社内規則の概要を取りまとめ、公表する。</p> <p>4. 社内管理体制の充実</p> <p>協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うものとする。</p> <p>5. 記録の保存等</p> <p>(1) 協会員は、外部の監査・検査等が適切に行われるよう<u>個別銘柄の配分に関する記録及び上記4.の検査結果</u>を5年間保存するものとする。</p> <p>(2) 協会員は、上記(1)の記録について、本協会が行う提出請求又は監査に応じるものとする。</p> <p>6. 配分状況の公表</p> <p>(1) 会員は、自社が引受けた株券等の配分状況</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>状況を四半期毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、本協会へ報告するものとする。</p> <p><u>(2) 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分状況を一か月毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、払込期日の属する月の翌々月に本協会へ報告するものとする。</u></p> <p><u>(3) 本協会は上記(1)及び(2)により報告を受けた配分状況を、定期的に公表する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この改正は、平成 18 年 7 月 1 日から施行し、同日以後公募増資等に係る取締役会決議が行われた発行会社の株券等の配分から適用する。</p> <p>2. この改正に伴い、基本方針又は社内規則を改正する協会員は、この改正の施行日までに当該基本方針又は当該社内規則を本協会に届け出なければならない。</p> | <p>を四半期毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式に<u>基づき</u>本協会へ報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(2) 本協会は会員から報告を受けた配分の状況を、定期的に公表する。</u></p> |

**「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正案に対する
パブリック・コメントと本協会の考え方について**

平成 18 年 1 月 17 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」理事会決議（自主規制会議決議）を一部改正することについて、平成 17 年 11 月 14 日から 12 月 13 日までの間パブリック・コメントの募集を行った。
この間に寄せられた意見（14 件）及び意見に対する考え方は以下のとおりである。

| 項番 | 意 見 | 考 え 方 |
|----|---|--|
| 1 | 他市場経由で上場する際の公募売出しは抽選の対象にはならないという理解でよいか。また、国内・国外を問わず、いずれのマーケットにも上場していない会社が新たに国内の証券取引所に上場する場合が、本規則における抽選の対象となるという理解でよいか。 | ご理解のとおりで結構です。今回導入いたします抽選制度につきましては、「国内・海外のいずれの市場にも上場していない会社が発行する株券が、国内の証券取引所に新規上場する場合」を対象としております。 なお、既上場会社の募集・売出し等又は株券以外の有価証券の新規公開等の際にも抽選方式を採用いただいても結構です（その場合は、各社における配分に関する基本方針等にその旨ご記載いただく必要があります。）。 |
| 2 | 実務上の問題として、抽選による配分先の決定と抽選以外の方法による配分先の決定は、ほぼ同時進行となるので、仮に抽選により当選した顧客にキャンセルが出た場合、再抽選する時間的余裕がないことから、社内規則として再抽選しない旨を規定し、結果として、抽選株数が自社における個人顧客に配分を行う予定数量の 10%に満たないこともありえるが、このような場合であっても、協会規則違反にはならないという理解でよいか。 | ご理解のとおりで結構です。ご指摘のとおり、抽選により当選した顧客からのキャンセルがある場合が想定されますが、ここでは「最終的な配分結果」ではなく、「抽選に付した割合（抽選により配分先を決定した割合）」が自社における個人顧客への配分予定数量の 10%以上であれば規則を遵守したこととなります。 なお、抽選に付した数量及び抽選による当選者等（キャンセルがあった場合はその事実を含む。）の記録は 5 年間保存していただく必要があります。 |
| 3 | 抽選に付す数量は、「自社が個人顧客に配分を行う予定数量の 10%」ということだが、これではまだ少ないと感じている。抽選に付す割合をもう少し上げることはできないか。 | 抽選に付さなければならない数量を 10%以上とした理由は、一定の抽選の効果を発揮するためには少なくとも一定程度の数量が必要であること、大量の数量を抽選に付すとなると、適合性の原則に照らした配分が行えないといったデメリットが表面化すること及びキャンセルが多数発生した場合の措置が困難になり、公開後の株価の下落要因につながるなどの問題をはらんでいることから、当面 10%以上とすることが適正ではな |

| 項番 | 意見 | 考え方 |
|----|---|---|
| | | <p>いかという結論に達しました。</p> <p>なお、制度導入時には、抽選に付すべき最低限の数量を10%以上といたしますが、この最低限の数量につきましては、制度導入後の配分状況等を見極めつつ、適宜見直しを行っていくことを考えております。</p> |
| 4 | <p>弊社においては、個人顧客の数は少なく、通常は、申込みを行った個人顧客全員に対して新規公開株が配分されることになる。したがって、一部抽選を行う必要がないケースがほとんどであり、人気が過熱し、配分株数が全申込者に配分されない場合にのみ、例外的に一部抽選を行う必要が生じるが、基本方針及び社内規則にその旨の定めをすれば、上記のような取扱いをすることに問題はないものと理解してよいか。</p> | <p>個人顧客からの申込み数量が自社における個人顧客への配分予定数量よりも少ない場合につきましては、申込みを行った全ての個人顧客に配分を行うこととなりますので、必ずしも抽選を行っていただく必要はありません。</p> <p>ホールセール業務に特化している協会員において、恒常的にこのような状況であれば、基本方針及び社内規則には、原則として抽選は行わない旨、ただし、個人顧客の申込みが個人顧客への配分予定数量を上回る場合には抽選を行うこと及び抽選の具体的な取扱い等を記載いただく必要があります。</p> |
| 5 | <p>当社は、新規公開引受業務を積極的に推進しているが、支店網がないため、引受けた株式の販売先としての個人顧客については、保有金融資産等に一定額以上の基準を設けたプライベートバンキング部門において口座を開設した少数の顧客のみで、販売先の主力は国内外の機関投資家である。</p> <p>当社のような個人顧客数が非常に少ない場合、今回の理事会決議の一部改正案に従い、個人顧客への販売予定株数の10%以上を抽選するにも、個人顧客に配分を行う予定株式数が、抽選への申込みを行う個人顧客の件数より多くなり、抽選を行うことができない。</p> <p>したがって、個人顧客の件数が少数である引受会社で、抽選への申込みを行う個人顧客数が個人投資家への配分予定数より少ない場合等は、「ブックビルディングの需要が積み上がらない場合等、合理的な理由がある場合には、抽選割合を変更すること又は抽選を行わないことができるものとする」場合に該当するとの理解でよいか。</p> | <p>個人顧客からの申込み数量が自社における個人顧客への配分予定数量よりも少ない場合につきましては、申込みを行った全ての個人顧客に配分を行うこととなりますので、必ずしも抽選を行っていただく必要はありません。</p> <p>ホールセール業務に特化している協会員において、恒常的にこのような状況であれば、基本方針及び社内規則には、原則として抽選は行わない旨、ただし、個人顧客の申込みが個人顧客への配分予定数量を上回る場合には抽選を行うこと及び抽選の具体的な取扱い等を記載いただく必要があります。</p> |
| 6 | <p>個人顧客に配分を行う予定数量の10%以上について行う抽選には、対象者の当選確率を一律にする方法の他、顧客の預り資産や取引金額等の当社との取引の状況や、当該新規公開株に対する需要の強さなどにより、当選の確率が調整される形態のものも含まれるのか。</p> | <p>今回、理事会決議で規定する10%の抽選部分につきましては、申込みのあった全ての顧客を同一条件（同一の確率）の下で抽選を行っていただく必要があります。</p> <p>なお、10%以上の部分につきましては、条件により当選確率を上げる等のサービスを付加することは可能です。ただし、その場合は、サービス内容等をあらかじめ基本方針等に記載していただき、自社ホームページ</p> |

| 項番 | 意見 | 考え方 |
|----|--|---|
| | | ジ等で公表していただく必要があります。 |
| 7 | 新規公開株への申込みを営業員が受付ける方法に加え、インターネットを経由した申込みも受付ける場合において、個人顧客に配分を行う予定数量の10%以上について行う抽選の対象顧客をインターネット経由の申込者に限定する方法が可能か。また、営業員への申込み顧客も抽選の対象とする必要がある場合、上記2種類の顧客について、合計の配分株数が個人配分予定数量の10%以上になるようにして、別々に抽選を行う方法が可能か。 | <p>抽選の対象となる申込みや抽選の範囲については、各社において定めていただいても構いません。ただし、上記でも回答いたしましたように抽選の具体的な取扱いについては、あらかじめ基本方針等に記載するとともに、自社ホームページ等で公表していただく必要があります。</p> <p>また、仮にインターネットによる抽選申込みと営業員への抽選申込みの両方を抽選の範囲とした場合であって、それぞれの抽選結果の合計が個人顧客への配分予定数量の10%となるように抽選を行うのであれば、それぞれの申込みごとに抽選を行っていただいても問題ありません。ただし、それぞれの抽選割合を基本方針等に記載するとともに、自社ホームページ等で公表していただく必要があります。</p> |
| 8 | 引受契約上の取決めがなされる引受株数と異なり、引受証券会社ごとの配分株数は、機関投資家部分を含め、通常外部に開示されていないものであるが、協会員ごとの、銘柄別の配分株数及び配分分布状況の公表は本当に必要なものか疑問がある。また、公表される様式(内容)としてはどのようなものが想定されているのか。 | 今回新たに報告及び公表の対象とするのは、協会員が配分先を決定した新規公開株の銘柄別の個人顧客への配分株数及び配分分布状況等です。これらの内容を公表することで、今回導入いたします抽選制度の透明性を明らかにすること及び投資家への情報提供により、投資家の証券会社の選別という点からも有用なものと考えております。 |
| 9 | 自分が申込みを行う証券会社の支店における需要倍率が余りにも高い又は配分株数が少ないのであれば、ブックビルディングに参加をしないという選択もできるし、仮に参加したものの配分を受けられなかったとしても需要倍率等が公表されていれば、その人気の度合いを参考に公開後の投資判断につながるの、各社における支店毎の需要状況及び配分株数を公開することはできないのか。 | <p>ブックビルディングとは、公開価格の決定にあたり、仮条件の範囲内において、どの程度の価格が公開価格として適切かを判断するためのものです。そのため、ブックビルディングに申告される需要は、「この数量であれば、この価格が妥当ではないか」という顧客による自主的な判断に基づいて行われるものであり、当該ブックビルディングの需要申告の積み上げ状況に応じて自らの需要を申告する又は状況に応じて需要を申告しないという性格のものではありません。</p> <p>なお、今回新たに導入する抽選制度におきましては、各社の支店毎に抽選を行い配分先を決定するのではなく、原則として各社の本店等において抽選対象となる全ての申込みに対して一括して抽選を行い配分先を決定することとしておりますので、ご指摘のような各社の支店毎に抽選倍率や配分株数が異なるということはありません。</p> |
| 10 | ブックビルディングの需要が積み上がらない場合等の合理的な理由がある場合には、抽選割合を変更すること又は抽選を行わないことができるとしているが、その際の取扱いについては、どのようにしたらよいのか。 | 例えば、ブックビルディングの需要が積み上がらない等の市況が悪化したときにおける抽選以外の方法による配分の取扱いをあらかじめ定めようとする場合には、その旨及びその配分の取扱いを基本方針及び社内規則に盛り込んでいただく必要があります。また、抽選以外の方法による配分について、個別銘柄毎に配分の取扱いを決定する場合には、その |

| 項番 | 意見 | 考え方 |
|-----|---|--|
| | | 旨及びその配分の取扱いについて個別銘柄毎に具体的な配分の基本方針等を公表していただくこととなります。 |
| 1 1 | 今回の規則改正案にある「個人顧客に配分を行う予定数量の 10%以上について抽選により配分先を決定する」に対応するためには、弊社においては、抽選対応用のシステムの開発が必要であると考えており、当該システムの設計・開発・テストに必要な期間は、最低でも 6 ヶ月程度は必要であると想定している。したがって、施行日については、本理事会決議の改正の公表後、6 ヶ月程度の期間を空けていただきたい。 | 今回の理事会決議の改正に伴い、各社におかれましては、抽選方式の対応はもとより、配分に関する基本方針及び社内規則の見直し並びに本協会への配分状況の報告等についての対応を行っていただく必要がありますので、それらにかかる期間を十分勘案した上で施行させる予定です。したがって、理事会決議の改正案の公表後、6 ヶ月間程度を準備期間とした上で施行することとしたいと考えております。 |
| 1 2 | <p>各社とも来年 1 月頃までには新たな配分に関する社内規則の概要をまとめ、IPO 抽選などのシステム開発が必要な場合は、その開発に取り掛かることになるが、もし、自社のシステム開発部門において、抽選関連のシステム以外にも、他の部門のシステムも並行して開発しなければならないような状況があれば、抽選システムを迅速に開発するには人手が足らなくなることが予想される。</p> <p>したがって、数ヶ月の開発期間では十分な抽選システムが開発できない可能性もあるので、施行日は、できるだけ期間を空けて欲しい。</p> <p>また、3 月決算企業が決算発表を終えた 5 月中旬から 5 月下旬にかけては、6 月下旬に新たな有価証券報告書を提出する前にオフアリングを終える場合の発行決議のラッシュとなることがある。</p> <p>仮に、6 月 1 日が施行日となった場合、丁度、そのラッシュと重なることから、施行日には既に多くのオフアリング案件が見えている状況が想定されるため、新たな抽選システムの稼働時期としては、できることなら避けたいタイミングである。</p> <p>なお、6 月下旬には新たな有価証券報告書が提出されるので、6 月中旬から 6 月下旬に掛けては、一旦、発行決議が少なくなった後、7 月上旬くらいから、再度、発行決議が増えてくる。</p> <p>以上を勘案すると、施行日としては、6 月下旬に新たな有価証券報告書が提出された後の 7 月 1 日以降が妥当ではないかと考える。</p> | 今回の理事会決議の改正に伴い、各社におかれましては、抽選方式の対応はもとより、配分に関する基本方針及び社内規則の見直し並びに本協会への配分状況の報告等についての対応を行っていただく必要がありますので、それらにかかる期間を十分勘案した上で施行させる予定です。したがって、理事会決議の改正案の公表後、6 ヶ月間程度を準備期間とした上で施行することとしたいと考えております。 |
| 1 3 | 抽選方法による配分以外の方法による配分について、投資家サイドに立った公平な配分を推進させること及び抱き合わせ販売等のルール上問題のある配分を回避すべき観点から、配分基準を協会から参考モデルのような形で示して欲しい。 | 「配分の基本方針」及び「社内規則」のモデルにつきましては、本協会より以前通知しておりました参考モデルを改訂し、改めてご通知いたします。その際に、抽選以外の方法による配分についての具体的な基準等につきましても事例を紹介させていただく予定です。 |

| 項番 | 意 見 | 考 え 方 |
|----|--|--|
| 14 | <p>抽選によらない配分を行うに当たって、配分上限数量の設定等、具体的な方法を社内規則に規定することとなっているが、社内規則で定めることとなる「具体的な方法」について、協会において事例を示して欲しい。</p> | <p>「配分の基本方針」及び「社内規則」のモデルにつきましては、本協会より以前通知しておりました参考モデルを改訂し、改めてご通知いたします。その際に、集中配分等の未然防止に係る具体的な方策につきましても事例を紹介させていただく予定です。</p> |

以 上